

取次弁護士・行政書士専用カウンター開設について

東京出入国在留管理局

4月1日から当分の間、東京出入国在留管理局4階Fカウンターを、届出済証明書を所持する弁護士・行政書士からの取次申請・交付についての専用カウンターとします。

留意点は以下のとおりです。

1 対象案件

- (1) 在留期間更新許可申請
- (2) 在留資格変更許可申請
- (3) 在留資格取得許可申請
- (4) 永住許可申請
- (5) 資格外活動許可申請
- (6) 就労資格証明書交付申請
- (7) 結果お知らせはがきに「A1カウンター」と指定された案件の受領
- (8) 取次申請予約案件の申請

※ 取次申請予約案件以外の在留資格認定証明書交付申請については、従来どおりEカウンターでの申請となります。

※ 再入国許可申請・在留カード記載事項変更・在留カード紛失再交付・在留カード有効期間更新については、従来どおりDカウンターでの申請となります。（再入国許可申請は、在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請と同時申請の場合のみ申請することができます）。

※ 部門確認が必要な申請については、各審査部門窓口にお願いします。

2 専用カウンター実施日・時間

令和2年4月1日（水）から当分の間
平日の8時半から16時まで

3 その他ご案内

これまで行っていた「取次申請予約」については申込み方法等に変更はありません。
平日火曜・木曜に実施しますので、前開庁日の12時までに「取次申請予約申出書」及び「申請取次リスト」を記入の上、審査管理部門取次申請予約専用ファックス番号宛て（FAX:03-5796-7128）にファクシミリにより送付してください。

4 本件問合せ先

審査管理部門

（FAX:03-5796-7128 TEL:0570-034259 所属部署番号210）